

【2018年度版】

大阪駅前地下道媒体

“西広場ポスタージャック”

(B1ポスター)

のご案内

2018. 3.30

 (株) 阪神コンテンツリンク

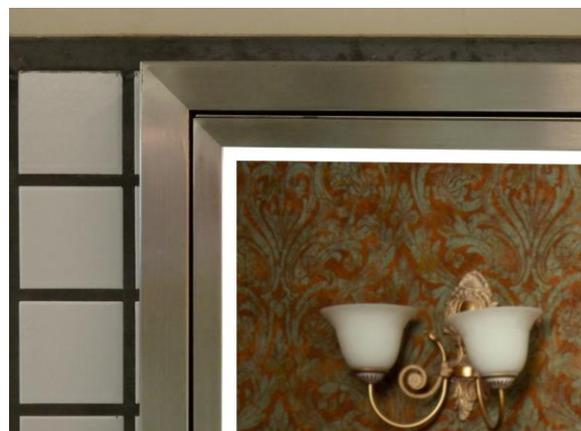


【大阪駅前地下道媒体】西広場ポスタージャック

※工事等の影響により、掲出面(枚)数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



媒体名	大阪駅前地下道 西広場ポスタージャック
掲出場所	大阪駅前地下道 西広場
広告料金(税別)	360,000円/1週間<作業料込>
仕様	B1ポスター × 10枚
サイズ(mm)	【枠サイズ】H1,050×W750 【ポスターサイズ】H1,030×W728
掲出期間	1週間/1期 ※月曜スタート
申込み方法	仮押さえ3営業日可(1回のみ) ※当月、翌月は仮押さえ不可 ※H30年4月2日~H31年3月31日掲出分を受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ポスター支給(複数ビジュアルの掲出可 ※要掲出指示書添付) 納品締切: 掲出日の5営業日前まで 事前に大阪市建設局によるクライアント審査及び意匠審査が必要。 枠サイズがB1サイズよりも大きい為、掲出時に4辺に約10mm程度の隙間がでます。 同一クライアントでの連続のお申込みは、4期迄とさせていただきます。

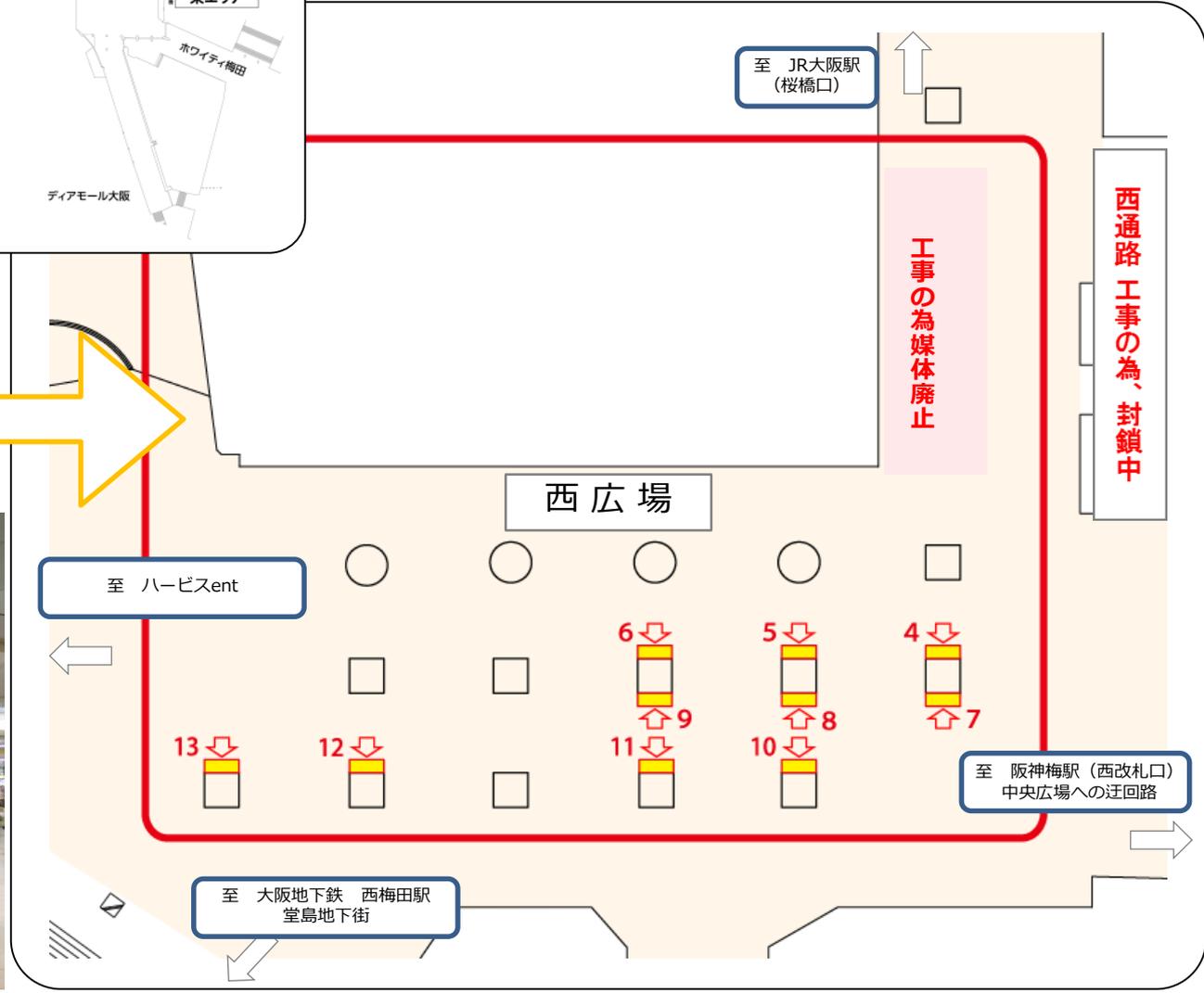
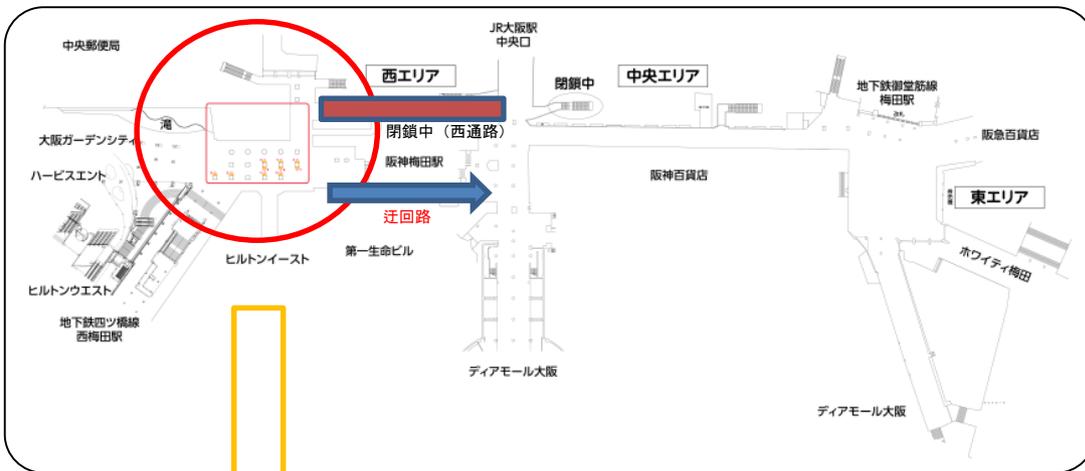


見え寸がB1サイズより大きい為、
天地左右 約10mm程度の隙間が
できます。



【大阪駅前地下道媒体】西広場ポスタージャック 掲出位置図

※工事等の影響により、掲出面(枚)数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



■広告掲出に関して、以下の業種は掲出できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ・消費者金融
- ・商品先物取引に関するもの
- ・たばこ
- ・ギャンブルにかかるもの
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く
- ・探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・市税を滞納している事業者
- ・大阪市建設局が不適切と認めるもの